

#### 4 住居の状況

母子世帯、寡婦では、前回調査に比べ持ち家率が低下している。また、いずれの世帯も借家の割合が低下し、同居の割合が増加している。

母子世帯では、死別世帯と生別世帯では、持ち家の割合に大きな違いが見られる。

また、母子世帯と父子世帯を比べると、持ち家の割合に大きな違いが見られる。

(参考) 平成7年国勢調査では、全世帯についての持ち家比率は60.2%となっている。

表4-1 母子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家	借 家 等				
			公営住宅	公社・ 公団住宅	借 家	同 居	その他
平成5年	(100.0)	( 34.0)	( 12.6)	( 3.2)	( 33.4)	( 7.3)	( 8.6)
平成10年 総 数	千世帯 954.9 (100.0)	253.9 ( 26.6)	158.1 ( 16.6)	29.8 ( 3.1)	247.5 (25.9)	130.2 (13.6)	120.5 (12.6)
死 別	178.8 (100.0)	119.2 ( 66.7)	18.1 ( 10.1)	2.6 ( 1.5)	21.4 (12.0)	9.7 ( 5.4)	7.1 ( 3.9)
生 別	763.1 (100.0)	132.2 ( 17.3)	138.0 ( 18.1)	27.2 ( 3.6)	223.5 (29.3)	119.2 (15.6)	112.7 (14.8)

表4-2 父子世帯の住居所有状況

	総 数	持ち家	借 家 等				
			公営住宅	公社・ 公団住宅	借 家	同 居	その他
平成5年	(100.0)	( 56.4)	( 7.0)	( 2.6)	( 20.5)	( 5.9)	( 6.9)
平成10年 総 数	千世帯 163.4 (100.0)	94.7 ( 58.0)	13.3 ( 8.2)	4.7 ( 2.8)	24.0 (14.7)	18.7 (11.4)	6.0 ( 3.7)

表4-3 寡婦の住居所有状況

	総 数	持ち家	借 家 等				
			公営住宅	公社・ 公団住宅	借 家	同 居	その他
平成5年	(100.0)	( 62.7)	( 7.8)	( 2.1)	( 19.6)	( 2.6)	( 4.3)
平成10年 総 数	千世帯 1,128.9 (100.0)	675.4 ( 59.8)	113.8 ( 10.1)	30.2 ( 2.7)	182.4 (16.1)	50.5 ( 4.5)	61.6 ( 5.5)

(注) 「その他」は、間借り、社宅等である。

## 5 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

母子世帯になる前の母の 63.5 %が就業しており、就業していない者は 35.3 %となっている。

就業していた者のなかで、常用雇用者は 40.4 %、臨時・パートは 39.2 %となっている。

父子世帯になる前の父の 95.9 %が就業しており、母子世帯と大きな違いがある。また、就業している者のうち、常用雇用者は 78.3 %となっており、従業上の地位も母子世帯との違いが顕著である。

表5 ひとり親世帯になる前の親の就業状況

区分	総 数	就業してい た	従業上の地位				不就業
			事業主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ッ 特	そ の 他	
母子世帯	千世帯 954.9 (100.0)	606.4 ( 63.5) (100.0)	53.8 ( 8.9)	244.9 ( 40.4)	237.7 ( 39.2)	70.0 ( 11.5)	337.5 ( 35.3)
父子世帯	千世帯 163.4 (100.0)	156.8 (95.9) (100.0)	22.7 ( 14.5)	122.7 ( 78.3)	4.7 ( 3.0)	6.7 ( 4.2)	2.7 ( 1.6)

(注) ・「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁等に雇用期間について別段の定めなく雇われている者をいい、「臨時・パート」とは、臨時、日雇い雇用者をいう。

・「その他」は、家族従事者等である。

## 6 調査時点における親等の就業状況

母子世帯の母の84.9 %が就労しており、就業していない者は 13.6 %となっている。就業している者のうち常用雇用者が 50.7 %、臨時・パートは 38.3 %となっている。

父子世帯の父の 89.4 %が就業している。母子世帯と比較すると父子世帯の父の常用雇用者の割合が高い。  
寡婦は 66.7 %が就業しており、前回調査より 1.7 %減少している。

表 6-1 母の就業状況

	総 数	就業して いる	従業上の地位				不就業
			事業主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ッ 特	その他の	
平成5年	(100.0)	(87.0) (100.0)	( 7.8)	( 53.2)	( 31.3)	( 7.7)	( 11.4)
平成10年	千世帯 総 数 954.9 (100.0)	810.4 ( 84.9) (100.0)	46.0 ( 5.7)	410.7 ( 50.7)	310.9 ( 38.3)	42.8 ( 5.3)	130.2 ( 13.6)
死 別	178.8 (100.0)	139.9 ( 78.3) (100.0)	8.4 ( 6.0)	62.2 ( 44.5)	58.9 ( 42.1)	10.4 ( 7.4)	33.0 ( 18.5)
生 別	763.1 (100.0)	662.1 ( 86.8) (100.0)	36.3 ( 5.5)	345.3 ( 52.1)	248.1 ( 37.5)	32.4 ( 4.9)	96.5 ( 10.1)

表 6-2 父の就業状況

	総 数	就業して いる	従業上の地位				不就業
			事業主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ッ 特	その他の	
平成5年	(100.0)	( 93.0) (100.0)	( 18.5)	( 71.7)	( 3.1)	( 6.7)	( 4.4)
平成10年	千世帯 163.4 (100.0)	146.1 ( 89.4) (100.0)	20.0 ( 13.7)	110.1 ( 75.3)	10.0 ( 6.9)	6.0 ( 4.1)	12.7 ( 7.8)

表 6-3 寡婦の就業状況

	総 数	就業して いる	従業上の地位				不就業
			事業主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ッ 特	その他の	
平成5年	(100.0)	( 68.4) (100.0)	( 15.8)	( 42.1)	( 31.4)	( 10.7)	( 26.6)
平成10年	千世帯 1,128.9 (100.0)	753.2 ( 66.7) (100.0)	105.1 ( 13.9)	320.6 ( 42.6)	255.6 ( 33.9)	72.0 ( 9.6)	312.4 ( 27.7)

(注) ・「常用雇用者」とは、会社、団体、官公庁等に雇用期間について別段の定めなく雇われている者をいい、「臨時・パート」とは、臨時、日雇い雇用者をいう。  
・「その他」は、家族従事者等である。

7 母子世帯になった時に不就業だった母の調査時点における就業状況

母子世帯になる前に不就業であった母のうち、79.2%が現在就業しており、このうち常用雇用者が47.2%となっている。

表7 母子世帯になったとき不就業だった母の調査時における就業状況

	総 数	就業して いる	従業上の地位				不就業
			事業主	常 用 雇 用 者	臨 時 ・ パ ッ ト	その他の	
平成10年	千世帯 337.5 (100.0)	267.6 ( 79.2) (100.0)	8.4 ( 3.1)	126.3 ( 47.2)	118.6 ( 44.3)	14.3 ( 5.4)	65.4 ( 19.4)

8 母子世帯の母の現在有している主な資格

母子世帯の母で、現在資格を有していると回答があった割合は33.6%となっている（資格なしと回答した者は、46.1%）。そのうち、その資格が現在の仕事に役立っていると回答した者の割合は53.7%となっている。

表8 母の資格の有無等

	資格あり	資格ありと回答した者のうち		資格が役に立っていない
		資格が役に立っている	資格が役に立っていない	
平成5年	( 29.8) (100.0)	( 57.7)	( 42.3)	
平成10年 総数	千世帯 320.7 ( 33.6) (100.0)	( 53.7)	( 46.3)	

(注) 資格ありは、不詳を除いた値である。

9 母子世帯の母が従事している仕事の内容

母子世帯の母が、従事している仕事の内容は、事務従事者、サービス職業従事者がそれぞれ約2割となっており、次いで専門的・技術的職業従事者、技能工・生産工程及び労務作業者の順となっている。

表9 母子世帯の母が従事している仕事の内容

平成10年 総 数	専門的・技術的職業	管理的職業	事 務	販 売	農林・漁業
	( 16.0)	( 1.8)	( 21.1)	( 11.0)	( 0.6)
千世帯 810.4 (100.0)	運輸・通信	技能工・生産工程及び労務	保安職業	サービス職業	その他の
	( 1.1)	(12.6)	-	( 20.0)	( 12.4)

10 母子世帯の母の勤務先事業所の規模

母子世帯の母が現在就業している事業所の規模としては、6～29人のものが最も多く、300人未満の規模まで全体の8割となっている。

表10 勤務先の事業所の規模

平成10年 総 数	1～5人	6～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000以上人 又は官公庁	その他の
	千世帯 810.4 (100.0)	( 18.8)	( 24.9)	( 20.0)	( 13.3)	( 7.4)	( 8.6)

### 11 ひとり親世帯の親の帰宅時間

母子世帯の母では、午後6時以前に帰宅する者が最も多いが、父子世帯の父の帰宅時間は午後6～8時までが最も多くなっている。

表11 就業者の帰宅時間

区分	総数	午後6時以前	午後6～8時	午後8時～10時	午後10時以降	一定でない
母子世帯	平成5年 千世帯 779.3 (100.0)	( 41.6)	( 32.7)	( 8.2)	( 8.6)	( 8.9)
	平成10年 千世帯 142.7 (100.0)	( 42.6)	( 33.6)	( 6.7)	( 7.4)	( 9.7)
父子世帯	平成10年 千世帯 142.7 (100.0)	( 19.6)	( 47.2)	( 16.8)	( 7.0)	( 9.4)

### 12 母子世帯の母の転職希望

母子世帯の母で現在就業している者のうち、現在の仕事を続けたいと回答した者が68.8%、仕事を変えたい者と回答した者が29.2%となっている。

また、仕事を変えたいと回答した者の理由としては「収入がよくない」が最も多くなっている。

表12 母の就労状況及び転職希望の有無

総数	仕事を続けたい	仕事を変えたい	仕事をやめたい
平成5年 (100.0)	( 71.7)	( 25.7)	( 2.6)
平成10年 千世帯 785.8 (100.0)	( 68.8)	( 29.2)	( 2.0)

表12-2 仕事を変えたい理由

総数	収入がよくない	労働時間がわなない	健康がすぐれない	仕事の内容がよくない	勤め先が自宅から遠い	職場環境になじめない	その他
平成5年 (100.0)	( 49.5)	( 4.0)	( 12.8)	( 8.5)	( 7.6)	( 4.0)	( 12.8)
平成10年 千世帯 229.3 (100.0)	( 57.1)	( 7.6)	( 6.5)	( 5.9)	( 4.5)	( 3.7)	( 14.4)

### 13 母子世帯の母で就業していない者の就業希望等

就業希望を持っている者のうち、就職していない（できない）理由として、「求職中」が、40.1%、「職業訓練中等」が4.8%いる。一方、「病気」により就業できないとするものが約2割、「子の世話をする人がいない」を理由にするものが15.6%となっている。

表13 不就業中で、就職したいが就職していない（できない）理由

平成10年 千世帯 95.2 (100.0)	求職中	病気（病弱）で働けない	子どもの世話をしてくれる人がいない	職業訓練、技能習得中	その他
	( 40.1)	( 19.0)	( 15.6)	( 4.8)	( 17.0)

#### 14 ひとり親世帯の平成9年の年間収入

母子世帯の平成9年の年間の平均収入金額（平均世帯人員 3.16人）は229万円となっており、前回調査に比べ14万円の増加となっている。

一方、父子世帯の平均収入金額（平均世帯人員 3.45人）は422万円となっており、母子世帯と比較すると大きな差がある。

表14 平成9年の年間収入状況

	母子世帯		父子世帯	
	平成4年	平成9年	平成4年	平成9年
平均世帯人員	3.03人	3.16人	3.33人	3.45人
平均有業人員	1.19人	1.05人	1.30人	1.11人
平均収入金額	215万円	229万円	423万円	422万円
分布の代表値	第Ⅰ4分位数 第Ⅱ4分位数 (中央値) 第Ⅲ4分位数	102万円 169万円 282万円	118万円 194万円 291万円	263万円 407万円 556万円
世帯人員1人当たり 平均収入金額	71万円	73万円	127万円	122万円
有業人員1人当たり 平均収入金額	181万円	218万円	325万円	380万円

(注) ・収入は、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入（手取り）、

別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代など全ての収入の額

・母子世帯の平均有業人員は、母と20歳未満の有業者の平均人員